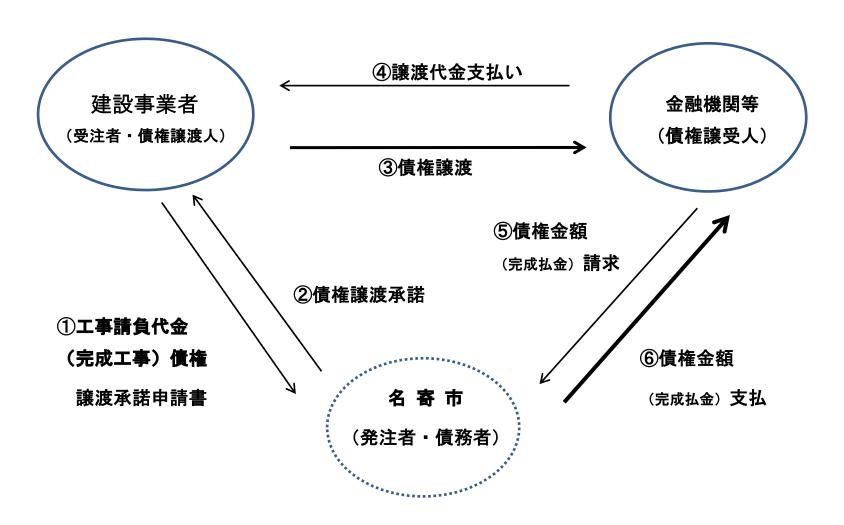
工事請負代金(完成工事)債権譲渡のイメージ



- ①建設業者と金融機関等が**工事請負代金(完成工事)債権**の譲渡承諾を発注者に申請します。
- ②発注者は、申請内容を審査のうえ、債権譲渡の承諾を決定します。
- ③建設業者は発注者から承諾を得た債権を、金融機関等に譲渡します。
- ④金融機関は建設業者から当該債権を買取り、買取代金を建設業者に支払います。
- ⑤金融機関等は、発注者へ直接、債権金額(完成払代金)の請求をします。
- ⑥発注者は債権金額(完成払代金)を金融機関等に支払います。